

事 務 連 絡
令和5年3月16日

神奈川県医師会 御中
神奈川県病院協会 御中
神奈川県精神科病院協会 御中

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

新型コロナワクチンにおける融通・再融通 Web フォームの閉鎖について

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、県内の余剰ワクチンの有効活用のため、融通・再融通先が確定していないワクチンを所在自治体以外にも融通・再融通できる Web フォームを令和3年10月12日より運用しています。

今般の当該 Web フォームの活用状況等を鑑み、令和5年3月31日をもって閉鎖することといたしましたのでお知らせします（融通・再融通自体は引き続き可能です）。

なお、融通・再融通先が確定した場合は、情報連携シート等への記載や再融通の際の県への申請（報告）は引き続き必要となりますので、よろしく申し上げます。

（現在の県ホームページ）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/vaccines/saiyuuzuu.html>

（令和5年4月1日以降の県ホームページ）

添付資料：【参考：4月1日以降公開】 ワクチンの融通申請について

プレビュー

閉じる

サイト内検索

検索

Translate

読み上げ

防災・緊急情報

選んで探す

分類から探す

組織で探す

[ホーム](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [医療](#) > [感染症・病気](#) > [感染症・病気の随時提供情報](#) > [新型コロナウイルス感染症対策ポータル](#) > [新型コロナワクチンポータルサイト](#) > いて

ワクチンの融通申請について

共通

このページでは、ワクチンを他施設へ融通する際の手続きについてご案内します。

医療機関に残存するファイザー社（1価、2価、小児用、乳幼児用）、モデルナ社（2価）または、武田社（ノバボックス）について、期限切れで廃棄することのないよう、他施設への融通等により有効活用していただくようお願いいたします。

目次

- [1. 融通・再融通とは](#)
- [2. 融通・再融通先が決まっていない場合](#)
- [3. 融通・再融通先が決定した（決定している）場合](#)
- [4. お問い合わせ方法](#)

1 融通・再融通とは

融通：ワクチンメーカーから直接配送を受けた施設から他の施設へ配送すること

再融通：融通されたワクチンをさらに別施設へ配送すること

※再融通されたワクチンをさらに再融通することもできます。

2 融通・再融通先が決まっていない場合

融通・再融通については、原則、同一市町村内の施設間で行うこととなっていますので、所在自治体にご確認をお願いします。

手順

- 融通・再融通を希望する旨を所在市町村に相談し、融通・再融通先を決定する。
- 「[融通・再融通先が決定した（決定している）場合](#)」の手続きを行う。
- 融通・再融通を行う。

3 融通・再融通先が決定した（決定している）場合

次の手順に従って手続きしてください。

融通の手続き

必要書類

- [\(様式7-1\) 情報連携シート \(ワード: 42KB\)](#)
- [\(様式7-2\) 台帳 \(融通元\) \(ワード: 36KB\)](#)

融通元施設が行う手順

- (様式7-1) (様式7-2) に必要事項を記入します。
- ワクチン本体、ワクチン付属物品とともに(様式7-1) を融通先施設へ受け渡します。
- (様式7-2) を融通元施設で3年間保管します。

再融通の手続き

必要書類

- [\(様式7-1\) 情報連携シート \(ワード: 42KB\)](#)
- [\(様式7-2\) 台帳 \(融通元\) \(ワード: 36KB\)](#)
- [\(様式7-3\) 再融通用引継ぎシート \(ワード: 24KB\)](#)
- [\(様式7-3\) 【記載例】再融通用引継ぎシート \(PDF: 142KB\)](#)
- [\(様式7-4\) 再融通用都道府県提出様式 \(ワード: 17KB\)](#)

再融通元施設が行う手順

- (様式7-1) ~ (様式7-4) に必要事項を記入します。
- 再融通申請用Webフォームに必要事項を入力し、(様式7-3) (様式7-4) を添付して県に送信します。
- 県から申請を受理した旨のメールが届きます。
- ワクチン本体、ワクチン付属物品とともに(様式7-1) (様式7-3) を再融通先接種施設へ受け渡します。
- (様式7-2) を再融通元施設で3年間保管します。

[再融通申請用Webフォーム](#)

4 問合せ方法

融通・再融通申請に関するご質問等は、次の融通専用問合せフォームからお問合せください。

なお、電話での問い合わせは受け付けておりません。

[融通専用問合せフォーム](#)

このページに関するお問い合わせ先

[健康医療局 医療危機対策本部室](#)

[健康医療局医療危機対策本部室へのお問い合わせフォーム](#)

このページの所管所属は[健康医療局 医療危機対策本部室](#)です。